

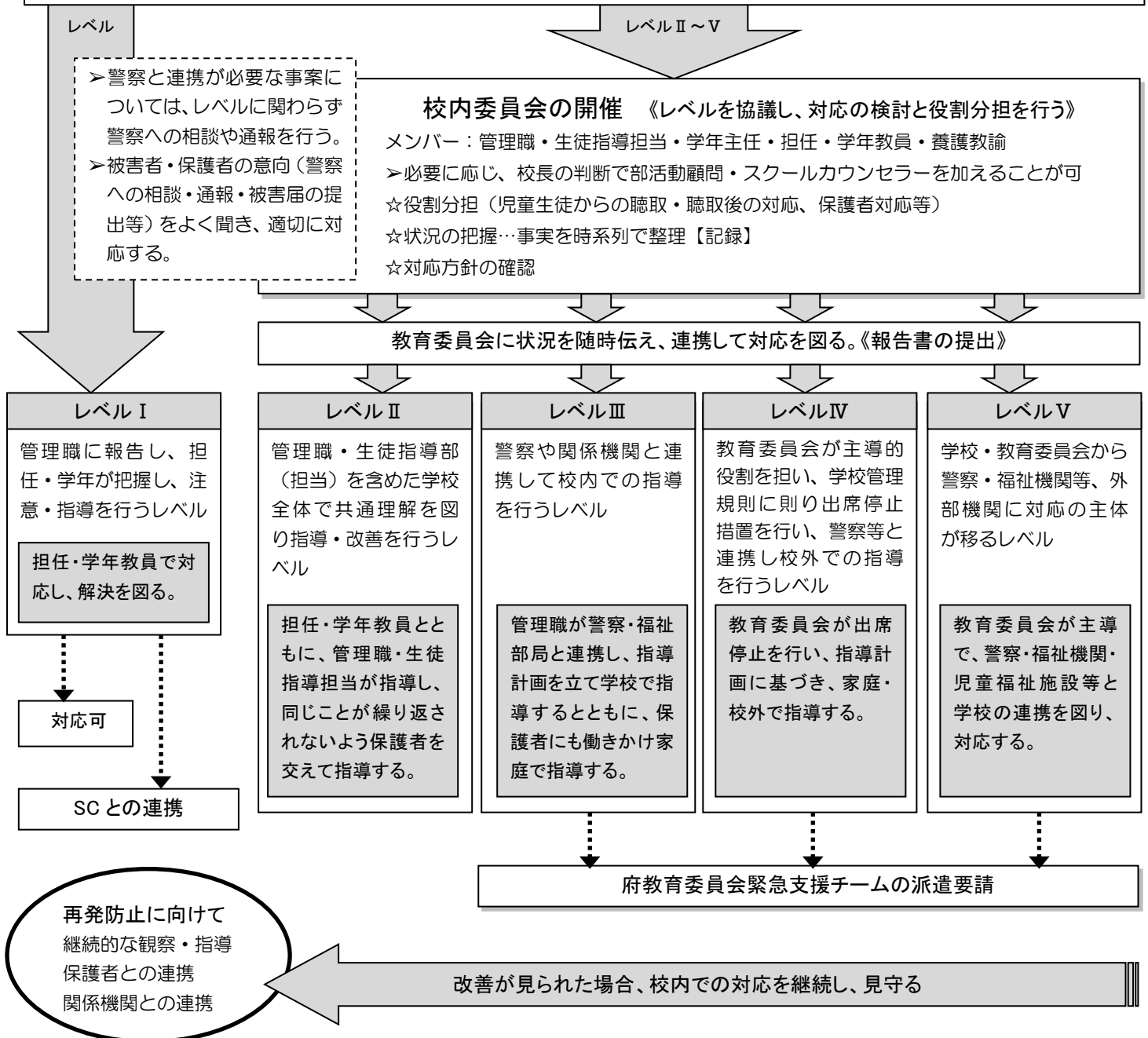
5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

ねらい

■児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。

- ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
- ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
- ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
- ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。

■問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。



留意事項

- 対応は、教育委員会への報告・相談を大切に、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- 児童生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

5つのレベルの例示

レベルⅠ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□ことばによるからかい □無視 □攻撃的な言動 (荒っぽい言葉づかい、乱暴な振る舞い等)
 ◇無断欠席・遅刻 ◇反抗的な言動 ◇服装・頭髪違反 ◇授業をさぼる ◇学校施設の無許可使用 等
 ※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅡの対応を行うこととする。

【事例Ⅰ－①】放課後、体育館に無断で入り込みバスケットボールをして遊んでいた数名の生徒を、担任が指導したが反抗的な態度をとった。

【事例Ⅰ－②】図画工作科の学習中、彫刻刀の使用について指導していた担任に対して、6年生男子児童がふざけた態度をとった。危険な行為に及ばないように注意したところ、担任を挑発しからかうような言葉をあびせた。



・管理職への報告を行い、放課後、担任・学年主任とともに保護者と当該児童生徒を指導した。

レベルⅡ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□仲間はずれ □悪口・陰口、軽度の暴言 ◇攻撃的な言動 ◇軽微な賭けごと ◇軽微な授業妨害
 ◇軽微な器物損壊 ◇授業をさぼって校内でたむろ

※いじめについては、加害者と被害者の関係性、頻度、周囲への影響等の要素を総合的に見て、レベルを判断する

※その他、教育的見地からレベルⅡとして指導するのが適切と判断される場合

※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅢの対応を行うこととする。

【事例Ⅱ】始業のチャイムが鳴ったにもかかわらず、2名の生徒が廊下でボールを蹴り、遊びを止めなかった。A教諭が遊びを止め教室に入るように促したところ、2名は遊びを止めず暴言を吐いた。他の教諭も駆けつけ遊びを止めさせた。



・放課後、管理職・生徒指導担当教諭とともに保護者も交えて当該生徒2名を指導した。

・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

レベルⅢ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□暴言・誹謗中傷行為 (「死ね」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷等、態様が悪質で被害が大きいもの) □脅迫・強要行為 (態様・被害・影響が比較的軽いものでレベルⅣに至らないもの)

□暴力 (蹴る・叩く・足をかける等態様・被害・影響の比較的軽いものでレベルⅣの暴力にあたらないもの)

◇喫煙 ◇軽微な窃盗行為 ◇悪質な賭けごと ◇著しい授業妨害や器物損壊◇バイクの無免許運転等

※その他、教育的見地から、レベルⅢとして指導するのが適切と判断される場合

※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅣの対応を行うこととする。

【事例Ⅲ－①】生徒間での暴力行為を行った生徒を指導した。その際、指導する教師に対しても反抗的で暴言を吐いた。教師を突き飛ばしたり、制止を振り切ろうと暴力をふるったりもした。

【事例Ⅲ－②】授業中、集団で奇声を上げながら廊下を走り回り授業妨害を繰り返したり、器物破損を続けたりする生徒たちに対して継続して指導を実施する。担任に加え、生徒指導担当教員等も一緒に指導に入るがおさまらない。制止する教員に対して暴言を吐いたり、暴力をふるったりすることが起こった。



・管理職が警察やこども家庭センターに連絡を取り、当該児童生徒の状況を報告した。スクールソーシャルワーカーにも相談し、保護者の思いや保護者の役割を明確にしながらい指導計画を立案し、学校・家庭で指導を強化した。

・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

レベルⅣ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□重い暴力・傷害行為 □重い脅迫・強要・恐喝行為（金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうち、レベルⅤに至らないもの）

◇危険物の所持 ◇違法薬物の所持・販売行為 ◇窃盗行為 ◇痴漢行為 等

※その他、教育的見地から、レベルⅣとして対処するのが適切と判断される場合

※被害生徒の状況を考慮し、被害生徒の保護・加害生徒への教育的指導という見地から必要があると判断した場合、出席停止を活用する。

※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅤの対応を行うこととする。

【事例Ⅳ－①】授業妨害・指導に対する反抗的な態度を繰り返す児童に対して注意をしたところ、暴れだした。数名の教員が制止したがおさまらず、担任教諭に対して殴りかかり頬を殴った。

【事例Ⅳ－②】これまでも問題行動を繰り返していた十数名の生徒が、校内をバイクで走り回る行為を行った。その行為を制止しようとした教諭を足で蹴り、振り払った。その後も30分ほどバイクで走り回る行為を続けた。



・管理職が関係諸機関と連絡を取り、継続して指導を行ったが改善が見られないため、教育委員会が出席停止を命じ、警察や子ども家庭センター等と連携して指導計画を立て、校外で指導をした。

・教育委員会が学校に対して、対応の指示を行った。

レベルⅤ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為（態様・被害の程度・背景事情を考慮する）

◇凶器の所持 ◇放火、強制わいせつ、強盗 等

※その他、教育的見地から、レベルⅤとして対処するのが適切と判断される場合

【事例Ⅴ】当該生徒は授業妨害・生徒間での暴力行為を繰り返し、再三にわたり指導されている。時には指導に対して反抗し、教員に対しても暴力行為を行うことがあった。この日も立ち歩き等を繰り返し教員から注意を受けた。冷静さを失った生徒は、教員に殴りかかり数回顔を殴り全治3カ月の重傷を負わせた。



・管理職と相談のうえ、当該教員は傷害事件として警察へ通報し被害届を提出した。同時に教育委員会へ報告し、教育委員会・警察・市福祉部局と相談のうえ更生プログラムを作成し、児童自立支援施設で指導を行った。